

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進

第1章 国際協力

第1節 国際交流の拡大

我が国が,国際社会の一員として発展を続けるためには,種々の面において国際協調を進めていくことが強く望まれており,厚生行政の各分野においても,国際機関を通じ,あるいは国家間の交流により国際協力が進められている。

すなわち,国際検疫や麻薬取締りのように国際的な連携をまっしてはじめて効果が期待できる行政分野はもとより,食品・医薬品の安全性確保,環境衛生の向上などの分野においても,情報交換,国際的基準の設定等についての国際協力が行われるようになってきており,成果が生まれている。更に,社会保障や社会福祉の分野においても,国際的な情報交換を通じた交流や協力が進められている。

他方,開発途上国への経済協力についても,我が国の果たすべき役割は増大しており,特に保健福祉の分野においては厚生省の積極的な関与が評価されている。

このような協力や交流を進めていくために海外に派遣される厚生省職員の数も年々増え,52年には452人であったものが,53年には473人,54年には520人,55年には528人となっている(旅券発給ベース)。

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進

第1章 国際協力

第1節 国際交流の拡大

1 国際機関

(1) 世界保健機関(WHO)

WHOは、「すべての人民が可能な最高の健康水準に到達すること」(WHO憲章第1条)を目的として23年4月に設立された国連の専門機関で,56年5月現在,加盟国156,準加盟国1を擁している。

WHOでは,国際疫病傷害死因統計の作成,国際保健規則の施行,国際的規模の調査研究,衛生技術の国際交流等を行うほか,開発途上国への技術協力を大規模に行っている。

我が国は,26年に加盟して以来,積極的に協力を進めており,56年5月から3年間執行理事国を務めることとなっている。また,我が国は,加盟国中第3位の分担金を拠出している。

WHOの活動のうち,各国の共通事項として基本的に重要なものとしては衛生統計の整備,医薬品モニタリング,大気,水質,食品及び生物の汚染に関するモニタリング及び食品規格の設定などがあり,我が国もこれら事業に協調して活動を行っている。このほか,特に我が国と関連の深い活動は次のとおりである。

ア 熱帯病対策等

WHOは,42年以来天然痘根絶計画を推進してきたが,52年にソマリアで最後の患者が発生して以来,2年間患者発生がみられなかった。このため54年10月ナイロビでWHO国際天然痘根絶委員会が「天然痘根絶」を認め,これを受けて55年5月の第33回総会で天然痘根絶宣言の決議が採択された。

同計画に引き続く計画として,マラリア,オンコセルカ等の熱帯病対策として熱帯病研究訓練特別計画を推進することが51年及び54年の総会で決議されており,また,ジフテリア,百日ぜき,破傷風,はしか,ポリオ及び結核に対する予防接種の拡大計画を推進することが52年及び53年の総会で決議されている。

なお,熱帯病研究訓練特別計画は,マラリア,住血吸虫症,フィラリア症,ハンセン氏病,トリパノゾーマ症及びソーシュマニア症の6疾患を対象とする事業で,我が国も医師,技術者等専門家を派遣し,研究開発事業,訓練指導に参加している。56年度からは,資金面においても40万ドルを拠出することとなり,協力体制が一層強化されることになる。

イ 「2,000年保健戦略」の策定

WHOは、52年の第30回総会において「西暦2,000年までにすべての人々に健康を」もたらすことを決議し、これをうけて、この世界的戦略を展開するために必須の、プライマリー・ヘルス・ケアに関する国際会議が、WHO及びUNICEFの共催により、53年9月、ソ連のアルマ・アタで開かれた。この会議で参加国は、世界中のすべての人々の健康を確保し、かつ、増進するために、政府、保健・開発担当職員及び全世界の地域住民による緊急活動が必要であることを指摘するとともに、地域社会の資源の利用、自助努力及び国際的な協力等を通じて全世界的にプライマリー・ヘルス・ケアを前進させていこうとするいわゆる「アルマ・アタ宣言」を採択した。

このプライマリー・ヘルス・ケアに関するアルマ・アタ宣言をうけて、WHOは55年よりプライマリー・ヘルス・ケアの研究開発に関する特別事業を発足させるとともに、54,55,56年の第32,33,34回総会において「2,000年までにすべての人々を健康にするための戦略」の策定について決議を行った。決議の中では特に開発途上国のプライマリー・ヘルス・ケアの推進に重点を置いたプログラムの作成を呼びかけている。なお、先の熱帯病研究訓練特別計画事業などもこのプログラムのもとに位置づけられている。

また、55年のWHO第33回総会では、56年の第33回世界保健デーのテーマを「2,000年までにすべての人々に健康を(Health for all by the year 2000)」に設定した。これをうけて我が国においても、56年4月7日に、世界保健デー記念のプライマリー・ヘルス・ケアに関するシンポジウム等各種記念行事が行われた。

ウ 人の健康と環境に関する事業

WHOは、最近の化学物質の増加に伴う健康影響及び環境汚染を考慮し、化学物質の安全性評価事業を行ってきた。55年からは主要先進国の主な試験研究機関がWHOの事業を分担することとなり、我が国も厚生省が中心となってこの事業の協力推進を図るとともに、55年度2,925万円相当米ドルをWHOに拠出し、国立衛生試験所において評価事業を開始した。

エ 第34回WHO総会

56年5月4日から22日までジュネーブで開催され、151加盟国代表により各種の議題についての討議が行われたが、採択された39の決議のうち主たる決議は次のとおりである。

(ア) 「2000年までにすべての人々に健康を」戦略の推進

(イ) 乳幼児栄養問題

(ウ) 天然痘根絶に伴う世界保健規則の改正

オ その他

以上のほか、我が国は、WHOの附属機関である国際がん研究機関(IARC,加盟国11か国)のメンバーとして、がんの疫学的研究に参画している。

(2) 国際労働機関(ILO)

ILOは、世界中の働く人々の労働条件の改善と福祉一般の向上を主な目的として設立された国連専門機関であるが、その活動は単に労働者保護にとどまらず広く一般住民の福祉にまで及んでいる。社会保障の分野においては、条約、勧告の採択のほか調査活動・技術協力等を行っている。

56年6月にジュネーブで開かれた第67回ILO総会においては、厚生行政に関連の深い議題として、「男女労働者の機会均等及び平等待遇、家庭責任をもつ労働者」などが取り上げられ、雇用条件、社会保障等の面で家庭責任をもつ労働者の必要に配慮すべきこと等を内容とする条約及び勧告が採択された。

なお、社会保障の運営問題を検討する場としてILO公認団体である国際社会保障協会(ISSA)があり、社会保険庁等が加盟し活動を続けている。

(3) 国際連合(UN)

ア 総会と関係委員会

国際連合では、経済社会理事会及びその機能委員会である社会開発委員会、人口委員会、麻薬委員会等において厚生行政と関連のある問題が論じられている。

厚生行政と関係の深い最近における国連総会の決議としては、1976年の「1981年を国際障害者年とすること」、1977年の「国連婦人の10年世界会議を1980年に開催すること(開催地は後にコペンハーゲンに決定)」及び1977年の「老人に関する世界会議を1982年に開催すること」などがある。

なお、これらの国連総会の決議のうち国際障害者年に対する我が国の取組については、55年3月国際障害者年推進本部が総理府に設置され、業務の円滑な推進が図られている。

イ アジア太平洋地域経済社会委員会(ESCAP)

ESCAPは、国連経済社会理事会の下部機構である地域経済委員会であり、その中の保健福祉に関連する常設委員会としては、社会開発委員会及び人口委員会がある。また、1980年10月バンコクで第2回アジア太平洋社会福祉・開発大臣会議が開催され、80年代における社会福祉のあり方等について検討された。なお、本会議には、大石千八厚生政務次官が日本政府代表として出席した。

(4) その他の国際機関

ア 経済協力開発機構(OECD)

OECDは、1960年に採択されたOECD条約を批准した先進国に属する24か国で構成されており、経済成長の維持、開発途上国援助、貿易の拡大を目的としている。

厚生行政と関係の深い下部機構の最近の活動状況をみると、環境委員会においては、環境保全の見地から廃棄物管理の統一方法、化学物質のOECD域内の貿易を円滑に行うための試験方法の統一等が議論されており、労働社会問題委員会においては、医療保険制度に関する諸問題、総合的社会政策及び高年齢者に対する社会経済対策等につき議論が行われ、我が国もこれらの活動に積極的に参画して先進国共通の問題の解決のため努力している。また55年10月には、1980年代社会政策会議がパリで開催され、80年代における社会政策のあり方について経済開発との関連から討議された。

イ 関税及び貿易に関する一般協定(GATT)

GATTは、関税その他の貿易障害を軽減し、世界貿易を拡大することにより各国の経済発展、生活水準向上を期することを目的として23年に設置されたものであり、我が国は30年に正式加入した。

48年のGATT閣僚会議(東京)においてその開始が宣言されたいわゆる東京ラウンド交渉は、54年4月、関税の引下げのほか非関税障害の軽減をねらいとする多くの協定の一括仮調印により、実質的な終結をみた。我

厚生白書(昭和56年版)

が国は,55年4月これらの協定を一括批准したが,そのうち一部は同年5月に発効した。厚生行政関係では,医薬品,食品の輸入検定等が,スタンダード協定の適用を受けている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進

第1章 国際協力

第1節 国際交流の拡大

2 国際条約

難民に対し,自由権及び社会権に係る保護を与えることを目的とした難民の地位に関する条約及び議定書への我が国の加入が,56年6月5日に国会において承認された。これに伴い,国民年金,児童関係諸手当等,これまで外国人への適用を排除してきた制度に係る法律も改正された。条約の発効(57年1月1日の予定)に伴い,これらの改正法が施行されることになると,我が国においては,去る54年6月に批准を行った国際人権規約の定める社会保障の内外人への平等適用が達成されることとなる。

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進

第1章 国際協力

第1節 国際交流の拡大

3 二国間交流

(1) アメリカ

ア 日米厚生行政交流

厚生省とアメリカの保健社会福祉省(HHS)の間では従来より定期的に行政交流が行われており,これまで,食品の表示,添加物,医薬品の安全対策,薬効再評価等について,科学者の交換,情報提供等による交流,協力が行われてきたが,55年6月には,第7回会合が東京で開かれ食品,化粧品,栄養問題等について情報交換を行った。

イ 日米医学協力計画

医学の分野においても,40年以来,アジア地域に発生する結核,らい,コレラ等を中心に,日米の協力が行われ,55年10月には,第16回合同委員会が東京で開かれた。

ウ 日米環境保護協定

環境保護に関する日米両国間の協力強化を目的として,50年10月に日米環境保護協定が締結され,積極的な意見の交換が行われてきたが,55年8月には,本協定を5年間延長する旨の公文が交換され,日米両国間の環境保護に関する協力関係を一層緊密化することとされた。

エ 日米年金通算交渉

日米間では従来からそれぞれの国民の移動が頻繁であったが,年金の相互通算(二重適用の解消,年金給付の通算)に関する措置は講じられていなかった。このため54年7月に日米の厚生大臣が会談した際,これについての技術的討議を両国で開始することが合意され,これに基づく第1回の日米実務者会議が同年10月ワシントンで開かれ,引き続き交渉が継続している。

(2) 西ドイツ

西ドイツ政府とは、39年以来、社会保険に関する技術交流が進められ、2年に1度、東京とボンで会議が行われ、人材交流が図られてきている。

また、49年10月には、日独科学技術協力協定が締結され、科学技術の各分野において協力が行われており、55年6月には、厚生省と特に関係の深い生物・医学パネルの第5回会合が東京で、同年10月には環境保護パネルの第5回会合がボンで開かれた。

(3) イギリス

54年7月の厚生大臣の訪英をきっかけに、自国に短期滞在する相手国国民に対し、自国民並みの医療サービスを行うことを目的とする相互医療取極の交渉が開始された。

第1回の事務レベル外交交渉は、54年11月に東京で行われ、双方の意見が交換された。その後、外交ルートを通じて交渉が継続している。

(4) 中国

中国との間においては、日中平和友好条約の調印を機に、日中間で保健医療行政交流を行うこと等について話し合いが進められた。その結果、55年1月より、中国から、がん、循環器病、環境衛生、公衆衛生等の分野での研修生を我が国に受け入れている。また、56年1月には、厚生省から第1回目の定期的保健医療行政交流のための視察団が派遣された。

なお、55年5月には、日中科学技術協力協定が締結された。

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進

第1章 国際協力

第2節 開発途上国に対する保健福祉協力

経済協力について開発途上国から我が国に寄せられる期待はますます高まりつつあるが,我が国としても,政府開発援助額を3年間で倍増する計画を達成し,今後更に経済協力を積極的に推進していく姿勢を内外に示している。

52年のOECD閣僚理事会の指摘にも見るとおり,近年,経済協力の目標として,開発途上国の人々の基本的要請(ベーシック・ヒューマン・ニーズ)の充足ということの重要性が認識されている。この意味で保健福祉分野の協力は,今後,特に充実すべきものと考えられる。

開発途上国からの要請に応じて我が国が行う保健福祉協力のうち,厚生省が関与しているものには次のものがある。

第5-1-1表 国際協力事業団の行う保健福祉分野の協力

第5-1-1表 国際協力事業団の行う保健福祉分野の協力				
	52年度	53年度	54年度	55年度
研修生の受入れ	269人 (44か国)	282人 (48か国)	400人 (55か国)	405人 (48か国)
専門家の派遣	312人 (40か国)	286人 (35か国)	501人 (42か国)	498人 (42か国)
開発調査及び援助プロジェクトへの総合的協力	24件 (19か国)	37件 (22か国)	44件 (25か国)	50件 (25か国)

国際協力事業団調べ

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進

第1章 国際協力

第2節 開発途上国に対する保健福祉協力

(1) 厚生省の行う技術協力

厚生省は55年度において,開発途上国の看護指導者及び結核専門医等の研修を,それぞれ財団法人国際看護交流協会及び財団法人結核予防会の結核研究所に委託実施した。また,開発途上国へ派遣される医療協力専門家の熱帯病に関する研修を財団法人日本熱帯医学協会に委託実施した。

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進

第1章 国際協力

第2節 開発途上国に対する保健福祉協力

(2) 国際協力事業団の行う技術協力

国際協力事業団の行う技術協力のうち保健医療分野のものについても,厚生省は積極的に協力を行っている。

55年度においては,水道,廃棄物処理,家族計画,結核対策,がん対策及び衛生行政等の諸分野で,41にのぼる開発途上国から合計278名の研修生を受け入れ,厚生省附属機関等を通じてその研修を実施した。

また,開発途上国への保健医療分野での専門家の派遣事業についても,55年度は,特に病院建設計画の事前調査,水道整備計画調査,廃棄物処理計画調査及びカンボジア難民医療等について,厚生省及び附属機関職員等計103名を広く26か国に派遣し,指導を行った。

このほか,中国の中日友好病院,ペルーの地域精神衛生センターの設立計画をはじめとする25か国50件にわたる様々なプロジェクトや調査について,総合的協力を行い,成果をあげている。

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進

第1章 国際協力

第2節 開発途上国に対する保健福祉協力

(3) WHOの技術協力計画への協力

WHOの実施する技術協力計画に基づき,開発途上国から50名(17か国)の研修生が我が国を訪れ,厚生省の附属機関等で研修を受けた。

また,WHOの要請により開発途上国に派遣された我が国の保健医療専門家の数は,55年度において33名である。

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進

第2章 試験研究

第1節 科学技術の動向

科学技術の進歩は,今日の文明社会の実現に大きく寄与し,資源の乏しい我が国における社会,経済の発展は,科学技術の貢献によってもたらされたといえよう。

しかし,我が国の経済・社会も48年の石油危機を契機に,大きな転換期を迎え,エネルギー,食糧等資源問題,環境・安全問題がより一層表面化し,低成長下の現在では深刻化,複雑化することとなった。

また,世界的にみて,日本の経済成長が一定の限界に到達して来たことは明らかであり,このことは,社会目標そのものにもおのずから変化を生じ,「生活の質」の向上を図るための科学技術政策が重視される結果となった。

更に,進歩した科学技術の適用に際して,人間性尊重の立場から一層慎重な配慮の必要性が痛感されて来ている。

このような背景の中で,科学技術会議は,来るべき21世紀への展望に立って,今後とられるべき科学技術政策の基本を,52年5月第6号答申「長期的展望に立った総合的科学技術政策の基本について」の中で示している。

この答申は,1)安定し充実した将来社会を創造するための基盤を特に科学技術面から確保すること。2)これを達成するため基礎科学をはじめ研究開発等が十分な効果を発揮するよう科学技術行政のとりべき方向を示し,3)科学技術を社会の中に位置づけ,科学技術が人間のためのものであることを確認すること,また,科学技術推進のため国民的合意が,このような基礎の上に形成されるべきであること,4)科学技術を通じた国際社会の調和ある発展に寄与することを大綱としている。

また,科学技術会議は「ライフサイエンス部会報告」(昭和55年8月)におい

て自然との調和,健康で充実した人間生活を保障するためには,ライフサイエンスの推進が必要であると指摘し,重要研究目標として次の9課題を上げている。

- 1) 生命現象全般及び生物のもつ諸機能の解明
- 2) 人間をめぐる自然環境の解明
- 3) 精神活動に関する自然科学的研究の推進
- 4) 健康の保持増進と保健医療の向上
- 5) 食料資源の確保
- 6) エネルギー問題との関連
- 7) 生物およびその諸機能の工業的利用

8) 人口問題への対処

9) 組換えDNA研究の推進

このように、国民福祉及び国民生活に密着した厚生行政分野における科学技術の振興、発展の必要性は、ますます高まってきている。こうした社会的要望を踏まえ、厚生省では、当面次に掲げる事項を重点研究分野として取り上げ、試験研究を推進している。

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進

第2章 試験研究

第1節 科学技術の動向

1 人間資質の向上

(1) 精神的,身体的能力の維持向上

(2) 生産活動,休養,レクリエーションの相互関連

(3) 生活の最適環境条件の究明

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進

第2章 試験研究

第1節 科学技術の動向

2 国民の健康生活の向上

(1) 保健医療の向上

ア 疾病,障害の治療・予防

(ア) 悪性新生物,循環器疾患

(イ) 精神・神経障害

(ウ) 難病・原因不明疾患

(エ) 老化と老年期の疾病,障害

イ 代替器官,新技術応用による診断治療

(ア) 人工臓器

(イ) 新技術の応用による診断,治療法

ウ 医薬品の安全性と有効性

(ア) 新医薬品等の開発

(イ) 医薬品の安全性と有効性の確保

(2) 衣食住等家庭生活の向上

ア 食生活の向上

(ア) 国民の栄養改善

(イ) 食品の安全性の確保

イ 衣生活の向上

日常使用する衣製品の安全性,機能

ウ 住生活の向上

日常生活用品,器具の安全性,機能

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進

第2章 試験研究

第1節 科学技術の動向

3 生活環境の保全

(1) 環境の保全

ア 上下水道の保全

イ 廃棄物の処理

(2) 災害の防止

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進

第2章 試験研究

第1節 科学技術の動向

4 保健・福祉体制,社会基盤の向上

(1) 健康管理体制

(2) 保健医療サービス

(3) 社会福祉体制

(4) 社会福祉サービス

(5) 高度な情報処理及び伝達

(6) リハビリテーション

厚生白書(昭和56年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進

第2章 試験研究

第2節 厚生省における試験研究

我が国は国民の健康維持・増進について世界の先進諸国と比肩できる状況となっている。これには栄養水準の向上,保健医療の進歩などに負うところが大きく,更に国民の健康を維持・増進するためには厚生行政の一層の発展が必要である。

厚生行政の推進のために必要な研究は,保健医療の向上に対する社会的要請の強い研究であって,緊急に解決が要望されているもの,長期的にみて必ずやその解決を迫られるであろう問題など行政施策に関するものが取り上げられている。

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進

第2章 試験研究

第2節 厚生省における試験研究

1 附属試験研究機関における研究

厚生省の附属試験研究機関では,各々の設置目的にそった経常的試験研究を行っているが,このほか重要な課題についての特別研究が推進されている。56年度は次の9課題について研究が行われている。

- (1) 人口推計の精密化とそのための人口モデルの開発に関する研究(人口問題研究所)
 - (2) 肝及び造血障害の病態生化学的・疫学的研究(国立公衆衛生院)
 - (3) ストレスによる神経症の発生機序及び診断技術の開発に関する研究(精神衛生研究所)
 - (4) 高脂質血症の予防効果に関する研究(国立栄養研究所)
 - (5) 微生物の細胞表層を中心課題とした感染成立とその制御の研究(国立予防衛生研究所)
 - (6) 近交系モルモットおよびカニクイザルの免疫的特性に関する研究(国立予防衛生研究所)
 - (7) 沖縄のらいの不顕性感染に関する研究(国立多摩研究所)
 - (8) 生活関連諸物質の微量分析技術の開発研究(国立衛生試験所)
 - (9) 医薬品,食品添加物等安全性評価のための新技術利用と評価基準の確立に関する研究(国立衛生試験所)
-

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進

第2章 試験研究

第2節 厚生省における試験研究

2 科学研究

厚生省で行われている研究には次のようなものがある。()内は56年度予算額である。

(1) 厚生科学研究(1,106,000千円)

56年度は以下のような研究が推進されている。

ア 厚生行政科学研究(厚生省の所管行政の企画および効率的な推進に資することを目的とした研究)

イ 医療研究(研究的診療及び予防,治療の向上を目的とした研究)

ウ 特別研究(保健衛生上の課題のうち,緊急に解決を迫られている社会的要請の強いものを対象とした研究)

エ HB抗原研究(肝疾患対策の確立およびその推進に関する研究)

オ 農村保健調査研究(農村地域に多発する健康障害等に関する調査研究)

カ 予防接種副反応研究(予防接種副反応による健康被害に係る調査研究)

キ 家庭用品安全対策調査研究(家庭用品安全対策の推進に必要な基礎的問題についての調査研究)

ク 食品衛生調査研究(食品衛生行政の科学的推進を図るため食品および添加物等についての調査研究)

ケ 新医療技術研究(新医療技術の開発向上に関する研究)

コ 医薬品等開発研究(医薬品等の開発並びに安全性,有効性に関する研究)

サ 血液研究(血液製剤の開発改良等の調査研究)

シ 新薬開発研究(医療上必要であるが実用化の遅れている新薬の開発研究)

(2) 科学試験研究

ア 特定疾患研究(7,494,456千円)

特定疾患調査研究,特定疾患治療研究,小児慢性特定疾患治療研究などが推進されている。

イ 心身障害研究(531,000千円)

心身障害児の成因,予防に関する研究

(3) その他

ア がん研究(1,600,000千円)

イ 循環器病研究(331,000千円)

ウ 神経疾患研究(400,000千円)

エ 結核研究所補助(405,029千円)

オ 放射線影響研究所補助(1,748,798千円)

カ 日米医学協力研究事業(109,439千円)

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進

第2章 試験研究

第2節 厚生省における試験研究

3 他省庁と関連する試験研究

(1) 科学技術振興調整費

科学技術会議の方針に沿って,科学技術の振興に必要な重要研究業務の総合推進調整を実施するための経費が,科学技術振興調整費として科学技術庁に計上される。

(2) 精境保全に関する研究

公害の防止,自然環境の保全その他の環境保全に関する調査研究であって,緊急にまた複数の省庁の協力を要するものについては,環境庁で国立機関公害防止等試験研究費および環境保全総合調査研究促進調整費として一括計上される。

(3) 原子力研究

厚生省においては,附属試験研究機関及び国立病院,療養所において,放射性同位元素を利用した研究や放射性同位元素の医療面への応用に関する調査研究が行われている。この研究費は,科学技術庁で国立機関原子力試験研究費および放射能調査研究費として一括計上される。

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進

第3章 情報処理システムの進展

第1節 概説

電子計算機に関する技術の飛躍的向上が多種多様な情報処理を可能としてきたため,電子計算機を利用する情報処理の領域は拡大している。厚生省においても,省内各局,試験研究機関におけるオンライン利用の増加等統計情報部の電子計算機利用の拡大,社会保険庁における年金サービスの進展,国立医療機関における導入,新たな行政分野としての医療情報システムの開発等多くの情報・業務処理システムが成果をみせるに至っている。

56年度におけるコンピュータの設置状況とその経費は,第5-3-1表に示すとおりである。

第5-3-1表 コンピュータの設置状況とその経費

第5-3-1表 コンピュータの設置状況とその経費(56年度)

設置主体	機種	セット数	経費 (100万円)	備考
統計情報部	ACOS-900	1	356	
社会保険庁	FACOM M-160S	1	170	}
	DIPS 11-M10	2	5,056	
	HITAC M-180	2	2,149	
	HITAC M-170	3		
国立がんセンター	HITAC M-150II	1	162	
国立循環器病センター	ACOS-500E	1	211	
計		11	8,104	

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進

第3章 情報処理システムの進展

第2節 情報処理業務の現状

1 行政事務における情報処理システム

統計情報部に設置された電子計算機システムは,近年ますます増大する情報処理需要にこたえるため,厚生省の実施する統計調査の処理に利用されるのみならず,省内各局及び試験研究機関の業務にも広く活用されている。

また,電子計算機をめぐる業務の内容としては,統計調査の処理の迅速化のほか,特に厚生行政に関する諸施策の策定等に資するために関係の深い基礎的資料を収集加工して体系的にこれを蓄積し,常時利用に供しようとするシステムの整備が進展している。

ア 統計調査の処理,解析業務

人口動態統計調査,患者調査,国民健康調査,厚生行政基礎調査,国民生活実態調査等およそ30種に及ぶ調査の集計処理。

イ 行政事務の処理業務

国家試験の採点(医師,歯科医師,薬剤師,看護婦,保健婦,助産婦,建築物環境衛生管理技術者,栄養士等14種類)。

厚生省内部部局に在職する職員の給与計算業務。

ウ 情報の蓄積及び提供業務

人口動態統計その他の各種統計調査に係わる数値情報,医籍(身分法),医薬品,その他の登録管理業務に係わる文書情報についての蓄積と提供。

主な情報検索システム

(ア) 医薬品情報検索システム

(イ) 医薬品副作用情報検索システム

(ウ) 医療施設情報検索システム

(エ) 血清情報検索システム

(オ) 身分法(医師,歯科医師)登録管理システム

(カ) 人口動態死亡情報検索システム

(キ) 人口動態周産期死亡情報検索システム

(ク) 自殺死亡情報検索システム

(ケ) 患者調査情報検索システム

エ データサービス

蓄積されている各種調査データの利活用を図るため都道府県等の要請に応じ、磁気テープ等によりデータを提供。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進

第3章 情報処理システムの進展

第2節 情報処理業務の現状

2 社会保険業務の新しい事務処理方式

社会保険庁では,年金を中心とする社会保険の業務量の飛躍的な増加に対処するとともに,国民にとって最も身近な窓口である社会保険事務所が年金時代にふさわしい役割を果たせるようにするため,オンラインシステムの採用による「社会保険業務の新しい事務処理方式——オンライン計画」を進めている。

この計画においては,現在の社会保険庁年金保険部業務第一課及び第二課の機能を充実させた社会保険庁データセンター(仮称)と全国社会保険事務所との間をオンラインシステムで結び,データセンターで管理する被保険者記録,受給者記録を社会保険事務所の窓口で即時に引き出すことができるようにし,また,社会保険事務所で各種の届書を受け付けたときは,専用の事務処理機器によって即時処理ができるほか,必要な記録は直ちに社会保険庁データセンターに送ることができるようにしている。

したがって,この計画が実現すれば,1)被保険者,受給者からの年金に関する相談,照会に対して,もよりの社会保険事務所で直ちに応じることができる,2)年金の裁定事務を短時日で行うことができる,3)各種の届書を迅速に処理することができ,各人の長期にわたる記録をより正確に収録,管理することができるようになる。

しかし,この計画には大規模なシステム建設(使用機器の開発,製造,プログラムの作成など),業務の切替えなど膨大な準備を必要とするため,54年度を初年度として,おおむね6か年間で実施することとし,前半の3か年で全国社会保険事務所のオンライン化を図ることとしている。54年度においては,50か所の社会保険事務所のオンライン化を実施し,55年度には,100か所の社会保険事務所のオンライン化を実施した。引き続き56年度において,残りの社会保険事務所を対象にオンライン化を図り,年金相談体制の整備,健康保険,厚生年金保険の保険料徴収事務の改善を実施し,また,後半おおむね3か年で引き続き適用業務,給付業務などの業務に拡大していく予定である。

なお,被保険者や年金受給者に対する行政サービスの向上を図るために,国民に親しまれる社会保険事務所を目指して庁舎整備を進めている。

オンライン計画とは別に現在社会保険庁では,次のような業務をコンピュータにより行っている。

ア 厚生年金保険,国民年金及び船員保険の年金業務(被保険者資格記録の管理,年金の裁定,年金の支払)

イ 政府管掌健康保険及び厚生年金保険の保険料,児童手当拠出金の計算並びに納入告知書の作成(東京都分のみ)

ウ 諸統計資料の作成

以上が主なデータ処理業務であるが,厚生年金保険,国民年金及び船員保険の年金受給者,被保険者からの相談,照会に対して迅速に回答するとともに,年金額の改定,住所変更等の合理的処理を図るため,受給権者及び高齢被保険者についてのデータを集団磁気ディスクに蓄積しておき,ディスプレイ装置(テレビのような画面に記録を映し出すことができるもの。)を端末装置とする構内オンラインシステム及び地方大都市13

か所に設置されている年金相談コーナーを結ぶオンラインシステムを開発し,実施している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進

第3章 情報処理システムの進展

第2節 情報処理業務の現状

3 国立病院・国立療養所における共同利用型病院情報システムの導入

国立病院・国立療養所における情報処理は,近年ますます複雑多様化しており,これに対する処理のあり方が病院運営上の大きな問題点となっている。

このため,国立病院・国立療養所においては,共同利用型病院情報システム Shared Hospital Information System(SHIS)を導入することとし,53年度に3か所(国立病院医療センター国立東京第二病院,国立千葉病院),54年度に2か所(国立高崎病院,国立循環器病センター)及び55年度に3か所(国立がんセンター,国立霞ヶ浦病院,国立埼玉病院)56年度に3か所(国立大蔵病院,国立横浜病院,国立療養所中野病院)設置し,逐次その対象施設の拡大を進めている。

本システムは,各国立病院に端末装置を設置し,通信回線を介して日本電信電話公社の大型コンピュータ(東京,中野区)と結び,情報処理を行うものである。

当面は,患者登録,窓口会計,診療報酬請求,管理統計など医事会計業務を対象とするが,将来は病院運営に必要な各種業務の情報処理にまで範囲を広げる計画である。

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進

第3章 情報処理システムの進展

第2節 情報処理業務の現状

4 国立がんセンターコンピュータシステム

国立がんセンターのコンピュータは38年,本センターの研究所生物物理部に「発がん機構の研究」のため導入された。

その後コンピュータ利用業務の拡大に伴い,レベルアップ及び機種交換が行われ,現在は52年度に導入されたコンピュータ(1.5MB)が稼動しており研究,診療,管理の各業務において広範に活用されている。

国立がんセンターでは,コンピュータを導入当初から継続して発がん機構の解明等の研究に用いているほか,全来院患者及び全国がん患者の登録,追跡調査に利用しており,コンピュータはがん研究の推進に欠くべからざるものとなっている。

現在行われているコンピュータ業務のうち主なものは次のとおりである。

(1) 生物物理部の研究

ア 発がん性物質の電子構造並びにその代謝活性体の構造に関する研究

イ 生体成分の電子構造とその機能に関する研究

ウ NMRスペクトルのシュミレーション

(2) 院内及び全国がん患者登録

(3) 放射線治療情報(線量分布計算)及び放射線診断情報管理

(4) 細菌及び病理検査情報の蓄積・検索

(5) 薬品在庫管理

(6) 入院予約待機患者管理

(7) その他(給与計算等)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進

第3章 情報処理システムの進展

第2節 情報処理業務の現状

5 国立循環器病センターコンピュータシステム

国立循環器病センターのコンピュータは,54年に脳血管障害,心疾患,高血圧症を中心とする循環器病の予防,診断,治療,研究等の実施並びに開発の中心的指導的役割を遂行するため導入された。

現在行われているコンピュータ業務のうち主なものは次のとおりである。

- (1) 患者登録
 - (2) 病歴情報管理
 - (3) 生化学検査及び生理機能検査情報の蓄積・検索
 - (4) 薬品在庫管理
 - (5) 集団検診
 - (6) 研究開発(生体工学,放射線医学部開)
 - (7) 栄養管理
 - (8) その他(給与計算等)
-
-

各論

第5編 国際協力,試験研究,情報処理システムの進展及びエネルギー対策の推進 第4章 エネルギー対策の推進

主要先進国の中でも石油の海外依存度の高い我が国において,経済の安定した発展と国民生活の充実とを
図っていくためには,エネルギーの安定供給を図るほか,代替エネルギーの開発,省エネルギー対策の推進が
必要となっている。

厚生省においては,従来から国庫補助,年金積立金還元融資等により,ごみ焼却処理施設におけるごみ焼却発
電等の余熱利用設備,ソーラーシステム等の導入を促す等,代替エネルギーの開発,省エネルギー対策の推進
に関する施策を講じてきている。56年度には,ごみ焼却処理施設に係る余熱利用設備に関する国庫補助対
象事業の範囲を拡大し,既設の施設に余熱利用設備を導入する場合にも助成措置を講じるとともに,環境衛
生金融公庫においてソーラーシステム特別融資制度を創設し,環境衛生関係営業者がソーラーシステムを
導入する場合の設備資金の貸付けについての特例を設けることとしたほか,医療金融公庫においても,病院
等を整備する際のソーラーシステム工事費を融資の対象に加えた。

また,昨年度に引き続き,

ア 建築物内最適温熱環境の設定に関する研究

省エネルギーのための冷暖房温度等の調整と衛生的環境の確保という2つの要請を満たす温熱環境
の設定について研究する。300万円

イ 医療施設における省エネルギー,省力化の研究

医療施設におけるエネルギー使用の効率化及び物流システムの改善のための指針を策定する。400
万円

を行うこととしているが,これらの研究成果を踏まえ,今後,国民の保健,福祉との調和を図りつつ,一層省エ
ネルギー対策を推進していくこととしている。